

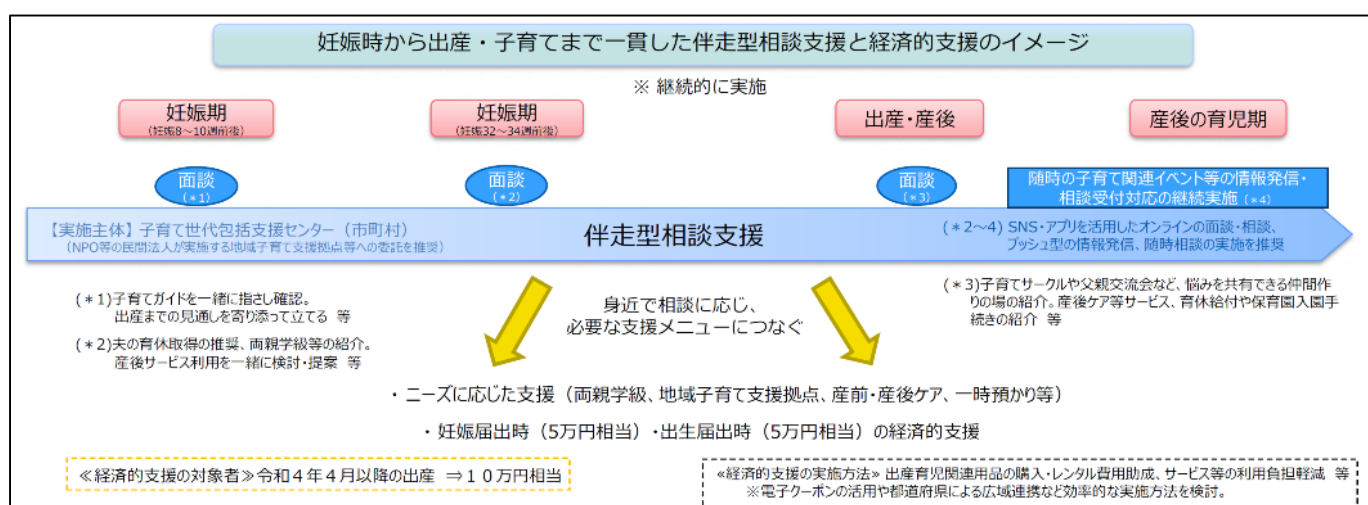
出産・子育て応援事業について

国の事業の一環で、安心して出産・子育てができるよう、保健師等が対面やオンラインで、相談やサービスの紹介などを行います。あわせて経済的支援として、妊娠中と出産後にそれぞれ1回ずつ給付金を支給します。

内容 ①妊娠届出時に面談し、面談後に妊婦1人当たり5万円を支給。

②妊娠7～8か月ごろにアンケートを実施し、希望者に面談。

③出産後に面談し、生まれた子ども1人当たり5万円を養育者に支給。



厚生労働省資料より抜粋

対象 ①令和5年1月4日以降に妊娠届出の妊婦

②令和5年1月1日以降に生まれた子どもの養育者

③令和4年4月1日～12月31日に生まれた子どもの養育者

※③の対象者については、住民基本台帳情報より対象者を抽出して案内を発送する。

対象者③約350人